

トクちゃん新聞

Vol.138

4月号

平成最後のトクちゃん新聞です。



平成31年4月9日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19
サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ 広い視野で

「**経営者としての出口**をどう考えるか」 選択肢は大きく3つ。①**同族で事業承継** ②**株式公開** ③**事業譲渡** 少し前までは、①が主流でした。ここ10年、15年ほどでしょうか、後継者不足がネックになると注目され、「**承継円滑化法**」や「**事業承継税制**」が出来たのはつい最近のことです。M&Aを仲介する会社が上場し、**高額な仲介手数料を取ることも問題視**される一方、その市場に乗り遅れるなどばかり、**銀行も積極的に案件の紹介**をするようになってきました。そんな流れは十分認識しているつもりでした。とはいえ、この仕事をして**25年。その間、事業譲渡した実例は1社**だけ。

徳野



ところが、今年に入って**3ヶ月。大小6社が事業譲渡契約**を締結あるいはそれに向けて協議中です。これほど急激に変化をつきつけられるとは思いませんでした。**かなり身近な話**になって来ました。いろんなことが、**地殻変動のように根底から変化**しているように感じます。

広い視野でいろんなものを**見て聞いて感じて得た情報を吸収して経営判断**をしていく必要性をより強く感じます。みなさんのお役にたてますように、社員一同、これからも頑張ります！

◆ 教育資金の非課税特例が2年延長

高齢者世代の保有する金融資産を早期移転させ、子育て世代の教育資金確保と将来を担う人材育成につなげる目的で、**一定の教育資金の贈与については贈与税を課さない**、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税特例」が設けられています。

2019年4月1日より施行。 ※印は2019年7月1日からの適用

項目	現行	改正案
受贈者の所得要件	なし	合計所得金額1,000万円以下
教育資金の範囲 [※]	年齢に関係なく一律適用	23歳以上の者の教育資金の範囲は、以下に限定 ・ 学校等に支払われる費用 ・ 学校等に関連する費用（留学渡航費等） ・ 学校以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるもの
贈与者死亡時の残高に対する相続税課税	なし	贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかの場合を除き、相続開始時の残高を相続財産に加算 ① 23歳未満である場合 ② 学校等に在学している場合 ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
残高に対する贈与税課税 [※]	30歳到達時の残高に贈与税を課税	30歳到達時に上記②又は③に該当する場合は課税せず、②又は③に該当しなくなった年の年末（40歳に達した場合にはその時点）の残高に対して贈与税を課税

この制度の適用期限は平成31年3月31日でしたが、平成31年度税制改正において、**受贈者の所得要件設定や年齢制限の見直し**等を行ったうえで、**期限を2年間延長**することが予定されています。見直しが予定されている内容は右表のとおりです。

制限が増えるため適用しづらくなりますが、ご興味のある方は一度弊社までご連絡下さい。

小笠原



◆ 年次有給休暇の取得義務化

働き方改革法案の成立により、**2019年4月1日から改正労働基準法**が施行され、**年10日以上有給休暇の権利がある従業員**について、**最低でも5日以上**は有給休暇を現実にも与えることが義務付けられました。

北岡



対象となる可能性があるのは以下のいずれかに該当する従業員です。

- ・ 入社後6か月が経過している**正社員**または**フルタイムの契約社員**
- ・ 入社後6か月が経過している**週30時間以上勤務のパート社員**
- ・ 入社後3年半以上経過している**週4日出勤のパート社員**
- ・ 入社後5年半以上経過している**週3日出勤のパート社員**



また、有給休暇を与えた年月日と日数、そして基準日について**労働者ごとに記録を作成し、3年間保存**しなければなりません。違反した場合は、従業員**1人あたり最大30万円**の罰金が課せられます。

詳細は厚生労働省のHP等でご確認下さい。

◆ 税務スケジュール(4月)

【所得税・個人消費税の振替納税】
 所得税 : 4月22日(月)
 消費税 : 4月24日(水)

岩佐



4月10日(水)

- ・3月分 源泉所得税の納付
- ・3月分 住民税の納付(特別徴収)



5月7日(火)

- ・法人税・消費税の確定申告・納税(2月決算法人)
- ・法人税・消費税の中間申告・納税(8月決算法人)
- ・消費税の3ヶ月ごとの確定申告(5月・8月・11月)
- ・消費税の3ヶ月ごとの中間申告(5月・8月・11月)

健康保険料の保険料率が改定されます

平成31年3月分(4月納付分)より	現行	改定後
健康保険料率(大阪)	10.17%	10.19%
介護保険料率	1.57%	1.73%

※雇用保険料率の変更はありません

◆ 会計入力が済んだらご自身で一度点検を!

永山



皆様、会計入力が済んだ後にご自身でデータの点検はされていますでしょうか?
 自計化される場合のメリットのひとつに「自社の異変にいち早く気付ける」ということが挙げられます。
 今回は点検作業の内に売掛金や未払金の補助科目の内訳確認のように、
 何度もページを前後する際に役立つショートカットキーをご紹介します。

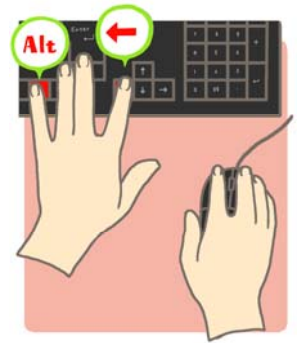
クイックナビゲーター内、「残高試算表(月次・期間)」のアイコンから補助元帳を開きます。

確認後【Alt】+【←】を押すと、1つ前に開いていた「残高試算表(月次・期間)」のページに戻ることができます。

(補助元帳ページ上部の補助科目のタブで移動することもできますが、
 この方法だと残高が異常な補助科目がどれかわからず全ての補助内訳を確認しないといけません。)

右図のように構えると、戻るボタンをクリックするためにマウスを動かす手間と時間を省くことができます。

戻った後は【Alt】+【→】でページを進めることもできますので、
 左手人差し指一本の動きを変えるだけでページの前後移動が可能になります。



弥生会計だけでなく、ウェブページやフォルダでも【Alt】+【←】で戻るボタン、
 【Alt】+【→】で進むボタンと同じ機能になりますので是非ご活用ください!

◆ 山梨県でミネラルウォーター税が導入!?

大熊



ミネラル水を作るメーカーに課税する
 「ミネラルウォーター税」の導入を目指す動きが、
 山梨県議会で進んでいるそうです。

実は・・・県や市などの地方公共団体は、法律で定められていない「法定外税」を、条例で制定することが出来ます。
 (総務大臣の同意が必要になります。)

この「ミネラルウォーター税」、山梨県の厳しい財政状況の中
 どうにか新しい財源を確保しようとして、
 10年以上前にも一度検討した経緯があるそうです。
 当時はメーカー業界からの猛反発によって
 実現しなかったようですが・・・今後の動向が気になります。

普段、あまり馴染みの無い「法定外税」。
 大阪府内でも制定されているのはご存じでしょうか?

○空港連絡橋利用税 (泉佐野市)

・・・関西国際空港まで、自動車で往復する度に100円

○宿泊税 (大阪府)

・・・ホテル、旅館、民泊等に宿泊すると、
 1人1泊あたり100円～300円(宿泊料金に応じます)



などなど。

普段は支払うばかりであまり良い印象の無い税金ですが、
 視点を変えてみると意外に面白い! かもしれません。

◆ 子供の成長

岡村



徳野会計のお手伝いを始めた当初は小学2年だった娘が
 この4月に社会人になりました。
 3月の卒業式当日には大学から謝恩会に向けての移動。
 袴姿からドレスに着替えるために大量の荷物持ち。
 入社式前日から東京入り、数か月間の研修のために必要なものを
 買い揃え、とんでもなく大きなスーツケースを持参するために新大阪駅
 まで車で見送り。子供達に頼まれるとスツと動いてしまう私。
 こんなにも子供が可愛いものかと、最近つくづく感じております。
 最強の親バカです。
 毎晩、機関銃のようにおしゃべりする娘が数か月間不在なので、
 静かな我が家かと思いきや、もう一人機関銃の息子が
 おりました。
 姉がいない間、自分が母親担当になったようです。
 眠い眼をこすりながら子供のおしゃべりに付き合う日々
 は、もう少し続きそうです。



◆ クイズ

伊藤



今月は10月より実施の軽減税率からのクイズです。

次のものは 8%? それとも 10%?

- ①おもちゃ付きのお菓子(いわゆる食玩)
- ②ノンアルコールビール
- ③学食



ヒント

- ★食品は軽減税率の対象で8%
- ★アルコール・外食は対象外で10%
- ★学校給食は対象で8%

他にもややこしいもの
 がたくさんあります。ご不明
 な点はいつでもご連絡
 ください!

答え ①8%(※条件付き) ②8% ③10%
 ※取扱価格1万円以下かつ食品部分の対価が2/3以上